

地方税の徴収及び滞納整理に関する事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）概要版

I 基本情報

記載項目	地方税の徴収及び滞納整理に関する事務
事務の内容	① 市指定金融機関等から送付される領収済通知書やコンビニ収納代行業者等からの収納情報により、納税者から納付書等により納付があったことを確認 ② 納付額が課税額より多い場合は、超過額を還付し、納税者へ過誤納還付通知書を送付 ③ 納期限までに納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を発送 ④ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納処分を実施 ⑤ 滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他自治体等に実態調査を実施 ⑥ 納税者からの申請により、収納情報に基づく納付書の再発行、納税証明書などの発行
使用するシステムの名称	市税システム（収納管理）、税宛名管理システム、滞納整理支援システム、共通基盤システム（庁内連携システム）、団体内統合宛名システム
特定個人情報ファイルを取り扱うメリット	本人情報の正確かつ迅速な確認による、徴収及び滞納整理事務の効率化
個人番号利用の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 9 条第 1 項 別表第一の 1 6 の項 ・ 第 9 条第 1 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第 1 6 条
評価担当部署	理財部 納税課

II 特定個人情報ファイルの概要

記載項目	地方税の徴収及び滞納整理に関する事務
特定個人情報ファイルの名称	収納情報ファイル
記録する項目	個人番号、その他識別情報（内部番号）、地方税関係情報
特定個人情報の入手	徴収及び滞納整理事務において、納税者の特定個人情報が必要な都度入手
特定個人情報の使用	徴収及び滞納整理事務
ファイルの取扱いの委託	有（宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務）
特定個人情報の提供・移転 【提供】他市町村等他機関への情報のやり取り 【移転】本市庁内他課への情報やり取り	【提供】 <ol style="list-style-type: none"> ① 提供先：番号法第 1 9 条第 7 号別表第二に定める情報照会者 ② 提供する情報：地方税関係情報に関する事務で主務省令で定めるもの ③ 提供方法：紙 【移転】 なし

III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策

記載項目	地方税の徴収及び滞納整理に関する事務
特定個人情報の入手の際のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード等による厳格な本人確認 ・ 申告等様式は必要な情報のみ記入する様式の使用 ・ 受付窓口への衝立の設置，窓口から待合スペースの適当な距離の確保など，提出書類等が見えない配慮
特定個人情報の使用の際のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務に必要な情報へのアクセスをシステム上で制限 ・ システム利用時のユーザ I D（職員番号）と生体認証（指静脈）による認証 ・ アクセス記録やシステムで実施した作業について記録 ・ 情報セキュリティに関する研修の実施 ・ 持出操作ができないようファイルの複製をシステム上で制御
特定個人情報ファイルの取扱いの委託の際のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者に誓約書，業務従事者届等の提出，セキュリティ等に関する社員教育の実施状況の確認を義務付け ・ 特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している。 ・ 個人情報の適正な取扱いについて，委託契約書の特記事項として規定
特定個人情報の提供・移転に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の提供については，番号法で定められた特定個人情報のみを入手・提供ができる情報提供ネットワークシステムを使用し，提供 ・ 特定個人情報の移転については，法令上の根拠に基づく情報のみ自動で連携できる庁内連携システムを構築・使用し，移転（随時で情報を移転する際は，決裁行為を経た上で実施）
特定個人情報の保管・消去に関するリスク	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づく対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム室への入室は I Cカードと生体認証等を実施 ・ パソコン等の端末は施錠できる場所へ保管 ・ 不正プログラム対策ソフトウェアの利用 ・ システムと外部インターネットとのネットワークを分離 ・ 保管期間を経過した情報はシステム判別により廃棄 <p>委託契約により規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データセンターへの入室は生体認証等を実施 ・ 停電によるデータ消失防止のための無停電装置・自家発電装置の設置 ・ 火災によるデータ消失防止のための新ガス系消化設備の設置 ・ データセンターは震度 7 対応の耐震・免震構造 ・ 24時間365日体制でのシステム監視 ・ ウィルス対策ソフトの常駐 ・ 厳重な通信制限 ・ 不正アクセス対応の定期的ログ確認 ・ データ送信における専用回線の使用及び通信の暗号化